

# 新たな認定申請対象の 追加について

2019年3月20日



# P認定の申請対象と審査方法

「情報銀行」の認定は、その運営の中で PDCAを回して継続的改善を図る、『マネジメント』の実施状態に対する認定です。よって、現状、認定の申請をするためには、「情報銀行」サービスを開始し、計画～実行～点検～改善・マネジメントレビューの「PDCA運営実施記録」を整えることが必要となります。今般、日本IT団体連盟は、サービス開始前であっても一定の安全性を備えた「情報銀行」を認定対象とし、新たに、「情報銀行」サービスの開始段階で認定する『P認定』を、追加します。

## サービス開始可能認定:P認定

※Pは、可能(Possible)、計画(Plan)、準備(Preparation)を意味する

	通常認定	P認定
1) 認定の定義	実施している「情報銀行」の運営実態が、認定基準を満たしていることを認定。	予定している「情報銀行」の <b>運営計画が、サービス開始可能な状態を満たしている</b> ことを認定。
2) 申請の対象	①「情報銀行」の開始が決裁されている ②PDCA計画※1が決定されている ③開始する「情報銀行」の、全ての計画(P)が、文書化されている ④「情報銀行」サービスを開始している ⑤計画(P)に基づきPDCAが一巡している	①「情報銀行」の開始が決裁されている ②PDCA計画※1が決定されている ③開始する「情報銀行」の、全ての計画(P)が、文書化されている
3) 審査方法	実施している「情報銀行」の、 ①規定・手順・リスクマネジメントの全ての計画(P)文書を審査。 ②その運営実施記録(PDCA)を審査。	①予定している「情報銀行」の、規定・手順・リスクマネジメントの全ての計画(P)文書を審査。 ② <b>申請事業者における他の既存サービスでの運営実施記録(PDCA)※2を確認。</b>
4) 審査料金	70万円から(お見積)	60万円から(お見積)

※1: **内部規定に則って決裁**された、サービス開始日、PDCA実施方法、PDCA運営体制など、**PDCA一巡までの具体計画**

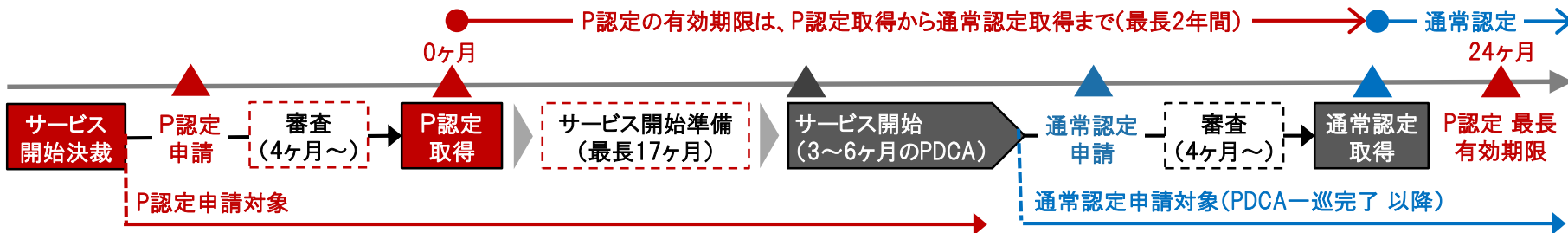
※2: 既存サービスの運営実施記録により、**法人としてのリスクマネジメント体制を確認**

※2: P認定取得後は、「情報銀行」サービスを開始して **PDCA運営実施記録を整え、速やかに通常認定を取得することが前提**

# P認定の認定条件

	通常認定	P認定
1) 認定後の運用	1年ごとにサーベイランス審査を実施。問題があった場合はしかるべき調査・手続きの後、改善、一時停止、停止、取り消し等の措置。(P認定も同様)	①サービス開始後、3ヶ月～半年を目途にPDCAを一巡させ、運営実施記録を整える。 ②責任者の決裁の下、できるだけ速やかに通常認定を申請する。
2) 認定の有効期限および更新	①2年間。2年以内に更新認定を取得する*。 ②2年毎に更新可能。	①通常認定の取得まで(最長2年間)。P認定有効期限内での通常認定取得を前提とする*。 ②P認定の更新、再申請は出来ない。

※申請後、有効期限内に審査を行うことが原則。ただし、審査が有効期限を超える場合は、P認定付与を有効として扱う(通常認定更新の場合も同様)



3) 認定マークの公表	①認定マーク採番の末尾の( )に、更新回数 を表す数字を記載。 ②事業者は、ウェブページに認定マークを掲出 できる。 ③IT連は、ウェブページに、事業者名、サービ ス内容等を掲出する。	①認定マークを薄いとんで表現。採番の( )にP を記載。 ※通常認定を取得すると(1)となる ②事業者・IT連の双方のウェブページで、P認定の 趣旨を同一の内容で説明する。 ③IT連のウェブページでは、P認定と通常認定を分 けて公表する。
-------------	---	--

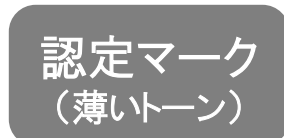
通常認定のマーク表示



1801AA010(数字)



P認定のマーク表示



1801AA011(P)

ウェブページでのP認定趣旨説明文

(P)は、日本IT団体連盟の審査により、安心・安全な「情報銀行」サービスを開始することが可能であると認定されたことを示す記号です。サービス開始後に、運営を通じて更なる改善をはかり、より安心・安全な「情報銀行」サービスを運営している認定取得を目指します。